

# 令和8年度宇部市こども食堂物価高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により食材費、光熱水費等が増加する中、無料又は低額でこども等に食事を提供し、こどもの居場所となっているこども食堂に対し、安定的な活動を促進することを目的として交付する令和8年度宇部市こども食堂物価高騰対策補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこども食堂を運営する事業者とする。

- (1) こども食堂を実施する日において、山口県こども食堂登録制度実施要綱第4条の登録を受けていること。
- (2) 宇部市内で活動していること。

(補助金の交付対象期間)

第3条 補助の対象となるこども食堂の実施は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、参加人数に120円を乗じた額とする。ただし、こども食堂1か所につき年間250,000円を上限とする。

- 2 前項の参加人数は、趣旨を同じくする他の補助金等の交付を受けていないものに限る。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするこども食堂を運営する事業者（以下「申請者」という。）は、別表に定めるこども食堂の対象期間に応じた提出期限までに、令和8年度宇部市こども食堂物価高騰対策補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) こども食堂参加者名簿（様式第2号）
- (2) 参加者に提供した食事及び実施状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否等を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときにあつては令和8年度宇部市こども食堂物価高騰対策補助金交付決定通知書（様式第3号）を、補助金の不交付を決定したときにあつては令和8年度宇部市こども食堂物価高騰対策補助金不交付決定通知書（様式第4号）を当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の交付等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、宇部市子ども食堂物価高騰対策補助金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第8条 補助事業者は、事業の実施状況、経費の収支に関する帳簿その他市長が必要と認める書類を整備し、補助金の交付の決定のあった事業年度が終了した後5年間関係書類とともに保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は前条の関係書類について検査をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

期別	対象期間	提出期限
第1期	令和8年4月1日(水)～令和8年7月31日(金)	令和8年8月10日(月)
第2期	令和8年8月1日(土)～令和8年11月30日(月)	令和8年12月10日(木)
第3期	令和8年12月1日(火)～令和9年2月28日(日)	令和9年3月5日(金)